

(証券コード6669)

平成23年7月13日

株 主 各 位

京都市上京区烏丸通下立売上ル桜鶴円町374番地

シ ー シ ー エ ス 株 式 会 社

代表執行役社長 米 田 賢 治

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの東日本大震災被災地の皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年7月27日(水曜日)営業時間終了時(午後6時)までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成23年7月28日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 京都市上京区烏丸通下立売上ル桜鶴円町380番地
ザ・パレスサイドホテル 2階 グランデ・モデラート
(会場が前回定時株主総会と異なっておりますので、
ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照いただきお間違えのないようご注意願います。)

3. 目的事項

- 決議事項** 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 第三者割当による優先株式発行の件
第3号議案 取締役1名選任の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当社では、インターネット上に当社ウェブサイト(ホームページアドレス <http://www.ccs-inc.co.jp>)において招集ご通知を提供しております。
- なお、本ご通知の株主総会参考書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいて掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案ないし第3号議案の上程に至る経緯

当社は平成22年12月9日に発表いたしました中期経営計画に基づき、経営基盤の強化および成長戦略に取り組んでおります。

その取り組みの中で、財務体質の改善に加えて、以下に示すとおり①工業用照明事業におけるNo.1戦略、②新規事業におけるアライアンス戦略、③持続的な成長に向けたインド戦略、を骨子としており、これらの成長戦略投資と事業基盤強化の一環としての資本増強が必要であると判断いたしました。

①工業用照明事業におけるNo.1戦略

当社のコア事業はLEDの特性を利用した工業用照明事業であり、この市場における顧客ニーズの高度化に対応して、照明の小型化・高出力化、高輝度化を進めた商品ラインナップ拡充を進め、市場における地位の更なる強化に取り組んでおります。今後の市場動向を勘案すれば、国内市場においてはUV領域等への高機能化の進展が見込まれており、更なる商品ラインナップ強化に向けた開発が重要と判断しております。

また、海外市場においては特にアジアを中心とした市場の拡大が見込まれており、現地ニーズに合致した製品開発と営業活動の強化に取り組んでおります。

②新規事業におけるアライアンス戦略

当社の新規事業は「民生・商業用市場への展開」、「アグリ・バイオ領域への展開」「メディカル領域への展開」を3本柱とし、他社に先駆けて開発した自然光LEDや従来LED領域で蓄積した技術的優位性・ノウハウを武器に戦略展開を進めております。今後のそれぞれの市場における展開を加速するためには、更なる研究開発の推進に加えて、積極的なアライアンスによる営業力の強化が重要と判断しております。

③持続的な成長に向けたインド戦略

特に工業用照明においては中期的に、需要の拡大に加えて日系企業の生産拠点のシフトが進行することに伴い、中国やインドにおける市場の高い成長が見込まれております。当社は、このような市場環境の変化に対応して、インドに新たな開発拠点を確保し、アジアを中心とする需要の拡大に備え、海外における生産拠点の拡充についても進めていく方針です。

これらの成長戦略投資資金および資本増強資金の確保につきまして、約10億円の第三者割当による優先株式を発行いたします。なお、調達資金は工業用照明の商品開発や新規分野における商品開発費用といった研究開発投資に4億6千万円、開発拠点整備や海外市場調査およびアライアンス、システム等インフラ整備といった拠点整備および事業展開費用として5億3千万円を充当する予定です。

優先株式発行による資金調達を実施する理由につきましては、当社市場株価と既存株主の皆様の株式希薄化ならびに財務戦略のバランスを考慮し、現状の当社の財務状況および財務政策上、金融機関からの借入や社債の発行による負債性の資金調達を実施することは適当でなく、資本金性の資金調達が適当であり、資金調達的手段としては多額の資金を確実に調達できる点から、第三者割当の方法が適当であると判断いたしました。また、本優先株式の普通株式への転換は一定期間後に可能とされること、割当先から普通株式を対価とする転換請求が発生した場合に当社が優先株式の一定割合について買い戻すことができること、といった希薄化に配慮した設計であること等の理由により、当社にとって最適な資金調達方法であると判断し、平成23年6月9日付取締役会において決議いたしました。

以上のとおり、当社が本第三者割当増資の資金調達により、当社の事業戦略を加速しつつ経営基盤の強化を進めることで当社の中期的企業価値の向上を図ることは、既存株主の皆様の利益の拡大に資するものであると確信し、定款一部変更の件、第三者割当による優先株式発行の件および取締役1名選任の件の3議案についてご承認いただきたく、本臨時株主総会を招集することといたしました。

第1号議案 定款一部変更の件

本議案は、当社定款の一部を以下の定款変更案のとおり変更することについて株主の皆様にご承認をお願いしたいと存じます。

1. 変更の理由

当社は平成23年6月9日開催の取締役会において、本臨時株主総会にてA種優先株式の発行に必要な定款変更案の承認を得ることおよび各種の法令に基づき必要な手続が完了していることを条件として、第三者割当によりA種優先株式を発行することを決議いたしました。このため、A種優先株式の発行を可能とするために、発行可能株式総数の変更およびA種優先株式に関する定款規定を新設するとともに、あわせてその他所要の変更を行うものであります。

なお、上記第三者割当に関する詳細につきましては、「第2号議案 第三者割当による優先株式発行の件」をご参照いただきたく存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>60,000</u> 株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>65,103</u> 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 1. 普通株式 <u>60,000</u> 株 2. A種優先株式 <u>5,103</u> 株
第7条、第8条 (条文省略)	第7条、第8条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(新設)	第2章の2 A種優先株式
(新設)	<p>(A種優先株式)</p> <p>第8条の2 当社の発行するA種優先株式の内容については、次のとおりとする。</p> <p>1. 剰余金の配当</p> <p>当社は、平成23年8月1日に開始する事業年度以降の各事業年度において、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当額に基準日交付株式数（以下に定義する。）を乗じた額（計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てる。）の剰余金の配当を、普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同順位にて行う。なお、当社は、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、平成23年7月31日に終了する事業年度に係る剰余金の配当を行わない。</p>

現行定款	変更案
	<p>「基準日交付株式数」とは、上記剰余金の配当に係る基準日において、下記4.に定める株式を対価とする取得請求を行なった場合にA種優先株式1株の取得と引換えにA種優先株主に交付される普通株式の数をいう。</p> <p>2. 残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき196,000円を支払う。A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>3. 議決権</p> <p>A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p>

現行定款	変更案
	<p>4. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p><u>A種優先株主は、平成24年7月29日以降平成29年7月28日（同日を含む。）までの間（以下「取得請求期間」という。）いつでも、法令の定める範囲内において、当会社に対して、次に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、当該請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、取得請求の日において、請求対象普通株式数が、当会社の発行可能普通株式総数から発行済普通株式数を控除して得られた株式数を上回る場合には、当会社は、当該株式数の範囲内において、A種優先株主に対して交付する普通株式の数が最大となるように、取得請求されたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が決定する方法により、当該取得請求に係るA種優先株式の一部を取得する。なお、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>(ア) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</u> <u>A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るA種優先株式の数に196,000円を乗じて得られる額を、下記(イ)乃至(エ)で定める取得価額で除して得られる数(以下「転換時交付株式数」という。)</u>とする。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従い、これを切り捨てた上同項に定める金銭(以下「転換時交付金額」という。)をA種優先株式の取得を請求したA種優先株主に交付するものとする。</p> <p><u>(イ) 当初取得価額</u> 取得価額は、当初、196,000円(以下「当初取得価額」という。)とする。</p>

現行定款	変更案
	<p><u>(ウ) 取得価額の修正</u></p> <p><u>平成23年10月31日（以下「修正基準日」という。）において、修正基準時価（以下に定義される。）が当該修正基準日において有効な取得価額を下回った場合、取得価額は、修正基準日の翌日以降、修正基準時価に相当する額に修正される（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。</u></p> <p><u>ただし、修正後取得価額が156,300円（ただし、下記（エ）に規定する事由が生じた場合、下記（エ）に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。</u></p> <p><u>「修正基準時価」は、修正基準日（同日を含む。）までの直近の30連続取引日（以下、本（ウ）において「修正基準時価算定期間」という。）の大阪証券取引所JASDAQ市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、修正基準時価算定期間中に下記（エ）に規定する事由が生じた場合、上記の終値の平均値は下記（エ）に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。</u></p>

現行定款	変更案
	<p>(エ) 取得価額の調整</p> <p>(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（下限取得価額を含む。以下同じ。）を調整する。</p> <p>(i) 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{分割前発行済普通株式数}} \times \frac{\text{分割後発行済普通株式数}}{\text{分割前発行済普通株式数}}$ <p>調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当てに係る基準日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。</p> <p>(ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{併合前発行済普通株式数}} \times \frac{\text{併合後発行済普通株式数}}{\text{併合前発行済普通株式数}}$

現行定款	変更案
	<p>(iii) 下記 (d) に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本 (エ) において同じ。）の取得と引換えに普通株式が交付される場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下同じ。）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p>

現行定款	変更案
	<p style="text-align: right;"> $\frac{\text{（発行済普通株式数-当社が保有する普通株式の数）} \times \text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}$ </p> <p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式数-当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{（発行済普通株式数-当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$ </p> <p> <u>(iv) 当社に取得させることによりまたは当社に取得されることにより、下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（iv）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。</u> </p>

現行定款	変更案
	<p><u>(v) 行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記</u></p> <p><u>(d) に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）</u>、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本<u>(v) において同じ。）</u>に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、<u>かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。</u>ただし、本（v）による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p>

現行定款	変更案
	<p><u>(b) 上記 (a) に掲げた事由によるほか、下記 (i) 乃至 (iii) のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、取得価額の調整を行う旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を書面によりあらかじめ通知した上、取締役会が上記 (a) に準じた調整として合理的と判断する方法により、必要な取得価額の調整を行うものとする。</u></p> <p><u>(i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>(ii) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p><u>(iii) その他、発行済普通株式数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由等により、当社が取得価額の調整を必要と認めるとき。</u></p>

現行定款	変更案
	<p>(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の大阪証券取引所JASDAQ市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p> <p>(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる場合は、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>(オ) 取得請求受付場所 株主名簿管理人事務取扱場所 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>(カ) 取得請求をしようとするA種優先株主は、当会社の定める取得請求書に、当該取得請求に係るA種優先株式を表示し、その他必要事項を記載した上、取得請求期間中に上記(オ)に記載する取得請求受付場所に提出しなければならない。</p>

現行定款	変更案
	<p>(キ) 取得の効力は、取得請求書が上記(オ)に記載する取得請求受付場所に到着した日の25日後（以下「取得日」という。）に発生し、当社は、A種優先株式を取得し、当該取得請求をしたA種優先株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。ただし、取得日（同日を含まない。）までに下記7.（ア）に定める買戻日が到来した場合には、上記(カ)に定める取得請求書記載の取得請求に係るA種優先株式のうち、下記7.（ア）に定める現金取得通知記載の取得するA種優先株式については、本4.に定める取得請求権に基づく取得の効力は発生しない。</p> <p>(ク) 当社は、上記(キ)に記載する取得の効力発生後、当該取得請求をしたA種優先株主に対して、当該A種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。</p>

現行定款	変更案
	<p>5. 金銭を対価とする取得請求権</p> <p><u>A種優先株主は、当会社普通株式が日本のいずれかの金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。）において上場廃止が決定されたときまたは平成28年7月29日以降平成29年7月28日（同日を含む。）までの間、いつでも、法令および分配可能額の範囲内において、当会社に対し、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、当該請求に係るA種優先株式1株を取得するのと引換えに、196,000円の金銭を当該A種優先株主に対して交付する。ただし、分配可能額を超えてA種優先株主から本5. に基づくA種優先株式の取得請求がなされた場合には、当会社は、分配可能額の範囲内において、取得請求されたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が決定する方法により、当該取得請求に係るA種優先株式の一部を取得する。なお、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。</u></p>

現行定款	変更案
	<p>6. 普通株式を対価とする取得条項（強制転換条項）</p> <p>(ア) 当社は、取得請求期間中に取得請求のなかったA種優先株式の全部を、取得請求期間の末日の翌日（以下「強制取得日」という。）をもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株主に対して、その有するA種優先株式の数に196,000円を乗じて得られる額を、下記（イ）に定める強制取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</p> <p>(イ) 上記（ア）に定める強制転換の場合における取得価額は、強制取得日に先立つ5連続取引日（以下「強制取得価額算定期間」という。）の大阪証券取引所JASDAQ市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする（以下「強制取得価額」という。）。なお、強制取得価額算定期間に上記4.（エ）に規定する事由が生じた場合、上記の終値の平均値は上記4.（エ）に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。</p> <p>(ウ) 当社は、取得の効力発生後、A種優先株主に対して、当該A種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。</p>

現行定款	変更案
	<p>7. 金銭を対価とする取得条項（現金取得条項）</p> <p><u>（ア）当社は、上記4. に定める普通株式を対価とする取得請求をしようとするA種優先株主が上記4.（カ）に定める必要事項を記載した取得請求書を上記4.（オ）に定める取得請求受付場所に提出した場合に限り、当社の取締役会が別途定める日（以下「買戻日」という。）の少なくとも15日前までに、A種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、当該取得請求の対象となっているA種優先株式の全部または一部を取得する旨並びに買戻日、取得するA種優先株式の数およびその他必要な事項を書面により通知（以下「現金取得通知」という。）および公告することにより、買戻日の到来をもって、法令および分配可能額の範囲内において、当該取得請求の対象となっているA種優先株式の全部または一部（ただし、発行済みのA種優先株式の総数の60%に相当する数（累計）を上限とする。）を取得することができるものとする。当社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、下記（イ）に定める買戻し基準時価に上記4.（ア）に定める転換時交付株式数を乗じ、さらに上記4.（ア）に定める転換時交付金額を加算した金額に相当する金銭を交付するものとする。</u></p>

現行定款	変更案
	<p>(イ) 買戻し基準時価とは、現金取得通知の日に先立つ30連続取引日（以下「買戻し基準時価算定期間」という。）の大阪証券取引所JASDAQ市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。ただし、買戻し基準時価が取得価額の2.2倍を超える場合は取得価額の2.2倍相当額とする。なお、買戻し基準時価算定期間中に上記4.（エ）に規定する事由が生じた場合、上記の終値の平均値は上記4.（エ）に準じて当社が適当と判断する値に調整される。</p> <p>8. 金銭を対価とする取得条項（強制償還条項）</p> <p>平成24年7月29日以降、当社は、ある90連続取引日の大阪証券取引所JASDAQ市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）が、A種優先株式の取得価額の2.2倍を超えた場合、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の少なくとも35日前に、A種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式の全部または一部を取得する旨並びに強制償還日、取得するA種優先株式およびその他必要な事項を書面により通知および公告することにより、強制償還日の到来をもって、法令および分配可能額の範囲内において、A種優先株式の全部または一部を取得することができるものとし、当社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき、196,000円の金銭をA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して交付するものとする。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第9条～第14条（条文省略）</p>	<p>第9条～第14条（現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第3章の2 種類株主総会</p>
<p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;"><u>（種類株主総会）</u></p>
<p>第15条～第32条（条文省略）</p>	<p>第14条の2 第10条、第11条、第12条および 第14条の規定は、種類株主総会にこ れを準用する。</p> <p>② 第13条1項の規定は、会社法第324条 第1項に定める種類株主総会の決議 にこれを準用する。</p> <p>③ 第13条2項の規定は、会社法第324条 第2項に定める種類株主総会の決議 にこれを準用する。</p> <p>第15条～第32条（現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">第8章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第8章 計 算</p>
<p>第33条～第36条（条文省略）</p>	<p>第33条～第36条（現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;"><u>（A種優先株式配当金の除斥期間）</u></p>
	<p>第36条の2 第36条の規定は、A種優先株式 配当金の支払いについて、準用する。</p>

第2号議案 第三者割当による優先株式発行の件

本議案は、第三者割当による優先株式の発行に関し、以下の募集事項の要項に基づく優先株式の発行について、株主様のご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に係る優先株式の発行は、前記第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、当該議案に係る定款変更の効力が発生することを条件といたします。

1. 募集株式の種類および数

A種優先株式5,103株

なお、A種優先株式発行要項につきましては別紙1をご参照ください。

2. 払込金額

1,000,188,000円（1株につき196,000円）

3. 払込期日

平成23年7月29日

4. 増加する資本金および資本準備金に関する事項

増加する資本金の額 500,094,000円（1株につき98,000円）

増加する資本準備金の額 500,094,000円（1株につき98,000円）

但し、より柔軟な資本政策運営を実現させるため、本優先株式の発行の効力が発生することを条件として、本優先株式の発行により調達する資金を分配可能額である「その他資本剰余金」へと平成23年7月29日をもって振り替えます。

5. 募集方法

第三者割当により、次の者に以下のとおり割り当てる予定です。

プレゼザント・バレー 2,866株

ヒルクレスト・エルピー 1,723株

クリアスカイ・エルピー 406株

フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号 108株

第三者割当により優先株式を発行する理由

前記「第1号議案ないし第3号議案の上程に至る経緯」に記載のとおり、当社といたしましては経営基盤の強化と成長戦略に取り組む中で、工業用照明事業に

おけるNo.1戦略や新規事業におけるアライアンス戦略、持続的な成長に向けたインド戦略を骨子としておりますが、成長資金を、これらの成長戦略に投資にすることおよび財務改善が必要であると判断いたしました。

そして、これらを実現するための施策の一つとして、第三者割当による優先株式の発行による資金調達を行うことが最善であると判断し、当社の事業戦略を加速しつつ経営基盤の強化を進めることで当社の中期的企業価値の向上ならびに既存株主の皆様利益拡大に資するものと考えました。

優先株式の発行にあたり、払込金額は、優先株式に対する配当が普通株式と同順位かつ同額となっていること、払込期日から1年間は普通株式を対価とする取得請求権が行使できないこと、普通株式を対価とする取得請求権の請求時には当社による現金取得条項が付されていること、普通株式に転換前は議決権を有しないことのほか、ファンドによる当社グループに対するデュー・デリジェンスの結果を踏まえて、当社の経営環境、財務状況、株価の状況等について、ファンドと協議・交渉を経た結果、196,000円と決定しました。

当社の株価の状況を見ると、過去1ヶ月間の終値平均が195,978円、過去3ヶ月の終値平均が205,369円、過去6ヶ月の終値平均が179,606円であり、本優先株式の払込金額196,000円は、過去1ヶ月終値平均株価に対してディスカウント無し、過去3ヶ月終値平均株価に対して4.6%のディスカウント、過去6ヶ月終値平均株価に対してディスカウント無しの水準となっております。

また、当社は、既存株主様に不当な不利益が生じることを回避するため、本優先株式の払込金額の決定に際して、第三者機関である株式会社関西ベンチャーインキュベートに対して本優先株式の価値の算定を依頼しており、当該第三者機関が、一定の前提に基づいて一般的な価値算定モデルである二項モデルを用いて作成した評価報告書を取得しております。なお、同評価報告書によれば本優先株式1株当たりの価値は200,552円から211,369円と算定されており、算定された範囲の下限価値からのディスカウント率は2.3%、範囲の上限価値からのディスカウント率は7.3%となります。

上記のとおり、当社といたしましては本優先株式の発行条件は公正であると考えておりますが、本件は本優先株式が普通株に転換された場合には、最大6,397個の議決権が付与され、この場合、現在の当社の議決権の総数20,660個の31.0%に相当します。したがって、希薄化率が25%以上となる可能性があることから、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条の定める

株主の意思確認手続きが求められることならびにファンドとの取り決めに踏まえ、優先株式の発行の妥当性、その発行条件の相当性については、株主様の皆様のご意思も確認することが適切であると考え、本優先株式発行の払込金額は有利発行には該当しないと判断しておりますが、客観的な市場価格の無い種類株式の価値算定が非常に高度かつ複雑であることから、議決権を行使することができる株主様の議決権の3分の1以上を有する株主様の出席のもと、その議決権の3分の2以上の賛成によるご承認をお願いするものであります。

別紙 1

シーシーエス株式会社A種優先株式発行要項

1. 株式の名称
シーシーエス株式会社A種優先株式（以下「A種優先株式」という。）
2. 募集株式の数
5,103株
3. 募集株式の払込金額
1株につき196,000円
4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額 500,094,000円（1株につき、98,000円）
増加する資本準備金の額500,094,000円（1株につき、98,000円）
5. 払込金額の総額
1,000,188,000円
6. 申込期日
平成23年7月29日
7. 払込期日
平成23年7月29日
8. 発行方法
第三者割当の方法により、以下の者に以下の通り割り当てる。

Pleasant Valley	A種優先株式2,866株
Hillcrest, L.P.	A種優先株式1,723株
Clear Sky, L.P.	A種優先株式 406株
フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号	A種優先株式 108株
9. 剰余金の配当
当社は、平成23年8月1日に開始する事業年度以降の各事業年度において、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」

という。)に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当額に基準日交付株式数(以下に定義する。)を乗じた額(計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てる。)の剰余金の配当を、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同順位にて行う。なお、当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、平成23年7月31日に終了する事業年度に係る剰余金の配当を行わない。

「基準日交付株式数」とは、上記剰余金の配当に係る基準日において下記12.に定める株式を対価とする取得請求を行なった場合にA種優先株式1株の取得と引換えにA種優先株主に交付される普通株式の数をいう。

10. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき196,000円を支払う。A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

11. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

12. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、平成24年7月29日以降平成29年7月28日(同日を含む。)までの間(以下「取得請求期間」という。)いつでも、法令の定める範囲内において、当会社に対して、次に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該請求に係るA種優先株式を取得すると引換えに、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。但し、取得請求の日において、請求対象普通株式数が、当会社の発行可能普通株式総数から発行済普通株式数を控除して得られた株式数を上回る場合には、当社は、当該株式数の範囲内において、A種優先株主に対して交付する普通株式の数が最大となるように、取得請求されたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が決定する方法により、当該取得請求に係るA種優先株式の一部を取得する。なお、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。

- (1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数
A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るA種優先株式の数に196,000円を乗じて得られる額を、下記(2)乃至(4)で定める取得価額で除して得られる数（以下「転換時交付株式数」という。）とする。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従い、これを切り捨てた上同項に定める金銭（以下「転換時交付金額」という。）をA種優先株式の取得を請求したA種優先株主に交付するものとする。
- (2) 当初取得価額
取得価額は、当初、196,000円（以下「当初取得価額」という。）とする。
- (3) 取得価額の修正
平成23年10月31日（以下「修正基準日」という。）において、修正基準時価（以下に定義される。）が当該修正基準日において有効な取得価額を下回った場合、取得価額は、修正基準日の翌日以降、修正基準時価に相当する額に修正される（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が156,300円（但し、下記(4)に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。
「修正基準時価」は、修正基準日（同日を含む。）までの直近の30連続取引日（以下、本(3)において「修正基準時価算定期間」という。）の大阪証券取引所JASDAQ市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、修正基準時価算定期間中に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値の平均値は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。
- (4) 取得価額の調整
- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（下限取得価額を含む。以下同じ。）を調整する。
- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発

行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。）の取得と引換えに普通株式が交付される場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下同じ。）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{発行済普通株式数-当社が保有する普通株式の数} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{発行済普通株式数-当社が保有する普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ④ 当社に取得させることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当

たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

- ⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、取得価額の調整を行う旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を書面によりあらかじめ通知した上、取締役会が上記(a)に準じた調整として合理的と判断する方法により、必要な取得価額の調整を行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由等により、当社が取得価額の調整を必要と認めるとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (5) 取得請求受付場所
株主名簿管理人事務取扱場所
大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社

- (6) 取得請求をしようとするA種優先株主は、当会社の定める取得請求書に、当該取得請求に係るA種優先株式を表示し、その他必要事項を記載した上、取得請求期間中に上記(5)に記載する取得請求受付場所に提出しなければならない。
- (7) 取得の効力は、取得請求書が上記(5)に記載する取得請求受付場所に到着した日の25日後（以下「取得日」という。）に発生し、当会社は、A種優先株式を取得し、当該取得請求をしたA種優先株主は、当会社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。但し、取得日（同日を含まない。）までに下記15.(1)に定める買戻日が到来した場合には、上記(6)に定める取得請求書記載の取得請求に係るA種優先株式のうち、下記15.(1)に定める現金取得通知記載の取得するA種優先株式については、本項に定める取得請求権に基づく取得の効力は発生しない。
- (8) 当会社は、上記(7)に記載する取得の効力発生後、当該取得請求をしたA種優先株主に対して、当該A種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

13. 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、当会社普通株式が日本のいずれかの金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。）において上場廃止が決定されたとき又は平成28年7月29日以降平成29年7月28日（同日を含む。）までの間、いつでも、法令及び分配可能額の範囲内において、当会社に対し、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、当該請求に係るA種優先株式1株を取得するのと引換えに、196,000円の金銭を当該A種優先株主に対して交付する。但し、分配可能額を超えてA種優先株主から本項に基づくA種優先株式の取得請求がなされた場合には、当会社は、分配可能額の範囲内において、取得請求されたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が決定する方法により、当該取得請求に係るA種優先株式の一部を取得する。なお、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。

14. 普通株式を対価とする取得条項（強制転換条項）

- (1) 当社は、取得請求期間中に取得請求のなかったA種優先株式の全部を、取得請求期間の末日の翌日（以下「強制取得日」という。）をもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株主に対して、その有するA種優先株式の数に196,000円を乗じて得られる額を、下記(2)に定める強制取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第234条に従ってこれを取扱う。
- (2) 上記(1)に定める強制転換の場合における取得価額は、強制取得日に先立つ5連続取引日（以下「強制取得価額算定期間」という。）の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする（以下「強制取得価額」という。）。なお、強制取得価額算定期間中に上記12.(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値の平均値は上記12.(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。
- (3) 当社は、取得の効力発生後、A種優先株主に対して、当該A種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

15. 金銭を対価とする取得条項（現金取得条項）

- (1) 当社は、上記12.に定める普通株式を対価とする取得請求をしようとするA種優先株主が上記12.(6)に定める必要事項を記載した取得請求書を上記12.(5)に定める取得請求受付場所に提出した場合に限り、当社の取締役会が別途定める日（以下「買戻日」という。）の少なくとも15日前までに、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、当該取得請求の対象となっているA種優先株式の全部又は一部を取得する旨並びに買戻日、取得するA種優先株式の数及びその他必要な事項を書面により通知（以下「現金取得通知」という。）及び公告することにより、買戻日の到来をもって、法令及び分配可能額の範囲内において、当該取得請求の対象となっているA種優先株式の全部又は一部（但し、上記2.に定める

募集株式の数の60%に相当する数（累計）を上限とする。）を取得することができるものとする。当社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記(2)に定める買戻し基準時価に上記12. (1)に定める転換時交付株式数を乗じ、さらに上記12. (1)に定める転換時交付金額を加算した金額に相当する金銭を交付するものとする。

- (2) 買戻し基準時価とは、現金取得通知の日に先立つ30連続取引日（以下「買戻し基準時価算定期間」という。）の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、買戻し基準時価が取得価額の2.2倍を超える場合は取得価額の2.2倍相当額とする。なお、買戻し基準時価算定期間中に上記12. (4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値の平均値は上記12. (4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

16. 金銭を対価とする取得条項（強制償還条項）

平成24年7月29日以降、当社は、ある90連続取引日の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）が、A種優先株式の取得価額の2.2倍を超えた場合、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の少なくとも35日前に、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式の全部又は一部を取得する旨並びに強制償還日、取得するA種優先株式及びその他必要な事項を書面により通知及び公告することにより、強制償還日の到来をもって、法令及び分配可能額の範囲内において、A種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき、196,000円の金銭をA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して交付するものとする。

17. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

18. その他

上記各項は、平成23年7月28日開催予定の当会社臨時株主総会においてA種優先株式の発行に必要な定款変更が承認されること及び各種法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とする。

以 上

第3号議案 取締役1名選任の件

当社の更なる成長と企業価値向上を目的とした経営基盤の強化のため、新たに取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、新たに選任された取締役の任期は当社定款の規定により、他の現任取締役の残任期間と同一であります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する社 当株式の数
岩本 朗 (昭和37年10月15日生)	昭和61年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行）入行 平成10年8月 A.T. カーニー株式会社入社 平成13年8月 株式会社アドバンテッジパートナーズ（現 アドバンテッジパートナーズ 有限責任事業組合）入社 パートナー（現任） 平成17年5月 株式会社ダイエー取締役、 株式会社オーエムシーカード（現 株式会社セディナ）取締役 平成19年3月 株式会社ニッセン（現 株式会社ニッセンホールディングス）取締役 （現任） 平成19年10月 株式会社アドバンテッジアドバイザーズ代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ニッセンホールディングス取締役、株式会社アドバンテッジアドバイザーズ代表取締役	一株

(注) 1. 候補者と、当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 岩本朗氏は、社外取締役候補者であります。

岩本朗氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社ニッセンホールディングスならびに株式会社アドバンテッジアドバイザーズにおける経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。

3. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、現在、社外取締役との間で、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項および当社定款第24条第2項の規定に基づき、

会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

社外取締役候補者岩本朗氏の選任が承認され就任した場合、現任の社外取締役と同等の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

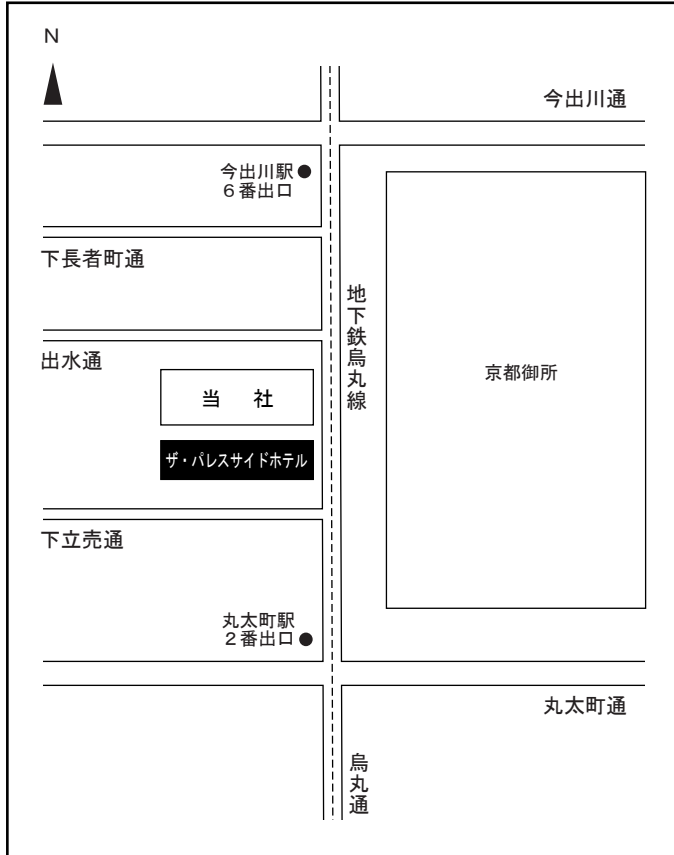
以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内

会 場 京都市上京区烏丸通下立売上ル桜鶴岡町380番地
ザ・パレスサイドホテル 2階 グランデ・モデラート
電話：075-415-8887



地下鉄烏丸線丸太町駅 2番出口から徒歩5分
地下鉄烏丸線今出川駅 6番出口から徒歩10分